

静岡市公共事業評価委員会運営の評価に関する事項について

(趣旨)

静岡市附属機関設置条例（平成 30 年静岡市条例第 17 号）第 2 条第 1 項に基づき設置する静岡市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長からの求めに応じ、静岡市経済局農林水産部公共事業再評価実施要綱、静岡市都市局・建設局・上下水道局下水道部公共事業再評価実施要綱に規定する再評価及び静岡市経済局農林水産部公共事業事後評価実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）、静岡市都市局・建設局・上下水道局下水道部公共事業事後評価実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）に規定する事後評価に関する事項について検討すること。
- (2) 市長からの求めに応じ、静岡市社会資本総合整備計画評価実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に規定する中間評価及び事後評価に関する事項について検討すること。
- (3) 市長からの求めに応じ、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）の定めによる地域再生計画に基づく事業について行う中間評価及び事後評価に関する事項について検討すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について検討すること。

附 則

この事項は、平成 30 年 11 月 19 日から施行する。